

○ 山梨大学動物実験規則

制定 平成26年12月24日

改正 平成29年 9月26日

(趣旨及び基本原則)

第1条 この規則は、山梨大学(以下「本学」という。)における動物実験等を適正に行うため、必要な事項を定めるものとする。

- 2 動物実験等については、動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年10月1日法律第105号。以下「法律」という。)、実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準(平成18年4月28日環境省告示第88号。以下「飼養保管基準」という。)、研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針(平成18年6月1日文科科学省告示71号。以下「基本指針」という。)、**「動物の殺処分方法に関する指針(平成7年7月4日総理府告示第40号)及びその他の法令等に定めがあるもののほか、この規則の定めるところによる。**
- 3 動物実験等の実施にあたっては、代替法の利用、実験動物の使用数の削減及び苦痛の軽減の原則に基づき、適正に実施しなければならない。

(定義)

第2条 この規則における用語の意義は、次の各号によるものとする。

- (1) 動物実験等とは、動物を教育、試験研究又は生物学的製剤の製造の用その他の科学上の利用に供することをいう。
- (2) 施設等とは、実験動物を恒常的に飼養若しくは保管又は動物実験等を行う施設・設備(以下「飼養保管施設」という。)及び動物実験等(48時間以内の一時的保管を含む。)を行う動物実験室(以下「実験室」という。)をいう。
- (3) 実験動物とは、動物実験等の利用に供するため、施設等で飼養又は保管している哺乳類、鳥類若しくは爬虫類に属する動物(施設等に導入するために輸送中のものを含む。)をいう。
- (4) 代替法の利用とは、科学上の利用の目的を達することができる範囲において、できる限り動物を供する方法に代わり得るものを利用することをいう。
- (5) 実験動物の使用数の削減とは、科学上の利用の目的を達することができる範囲において、できる限りその利用に供される動物の数を少なくすることをいう。
- (6) 苦痛の軽減とは、科学上の利用に必要な限度において、できる限り動物に苦痛を与えない方法をとることをいう。
- (7) 動物実験計画とは、動物実験等の実施に関する計画をいう。
- (8) 動物実験実施者とは、動物実験等を実施する者をいう。
- (9) 動物実験責任者とは、動物実験実施者のうち、動物実験等の実施に関する業務を統括する者をいう。
- (10) 管理者とは、学長のもとで、実験動物及び施設等を管理する者(総合分析実験センター長、学域長等)をいう。
- (11) 実験動物管理者とは、管理者を補佐し、実験動物に関する知識及び経験を有する実験動物の管理を担当する者(専任教員など)をいう。
- (12) 飼養者とは、実験動物管理者又は動物実験実施者の下で実験動物の飼養又は保管に従事する者をいう。
- (13) 管理者等とは、学長、管理者、実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者をいう。
- (14) 指針等とは、「基本指針」及び日本学術会議が策定した「動物実験の適正な実施に向けたガイドライン」をいう。
- (15) 人道的エンドポイントとは、実験動物を激しい苦痛から解放するための実験を打ち切るタイミングをいう。

(適用範囲)

第3条 この規則は、本学において実施される哺乳類、鳥類、爬虫類の生体を用いた全ての動物実験等に適用する。

2 前項以外の動物を使用した動物実験等については、この規則を準用する。

3 動物実験等を別の機関に委託等する場合、動物実験責任者は、委託先において基本指針又は他省庁の定める動物実験等に関する基本指針に基づく、適正な動物実験等が実施されていることを確認しなければならない。

(学長の責務)

第4条 学長は、本学において実施される動物実験並びに実験動物の飼養及び保管等が、科学的、動物愛護及び環境保全並びに実験等を行う教職員・学生等の安全確保の観点から適正に実施されるため、最終的な責任者として統括的管理を行い、必要な措置を講ずる。

(動物実験専門委員会)

第5条 動物実験等の適正な管理を行うため、動物実験専門委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会の組織及び運営等に関し必要な事項は、別に定める。

(動物実験計画の申請)

第6条 動物実験責任者は、動物実験等により取得されるデータの信頼性を確保するため、次の事項に留意の上、別に定める動物実験計画申請書を作成し、学長に申請するものとする。

(1) 研究の目的、意義及び必要性

(2) 代替法の利用、実験動物の使用数の削減等実験動物の適切な利用

(3) 動物実験等の目的に適した実験動物種の選定、動物実験成績の精度と再現性を左右する実験動物の数、遺伝学的及び微生物学的品質並びに飼養条件を考慮した利用

(4) 実験動物の苦痛の軽減

(5) 特に苦痛度の高い動物実験等（致死的な毒性試験、感染実験、放射線照射実験等）を行う場合、人道的エンドポイントの設定の検討

2 動物実験責任者は、当該動物実験計画について、第8条に規定する決定後でなければ動物実験等を行うことができない。

(動物実験計画の変更等)

第7条 動物実験責任者は、承認された動物実験計画を変更又は追加しようとするときは、別に定める動物実験計画（変更・追加）申請書により学長に申請するものとする。

(可否の決定)

第8条 学長は、第6条及び第7条の規定により申請があった場合は、委員会に諮問し、その審査を経て可否の決定を行うものとする。

2 学長は、前項の決定をしたときは、動物実験責任者及び実験動物管理者にその結果を通知するものとする。

(実験の実施)

第9条 動物実験実施者は、動物実験等の実施にあたり、次の事項を遵守しなければならない。

(1) 適切に維持管理された施設等を用いて動物実験等を行うこと。

(2) 適切な麻酔薬、鎮痛薬等の利用すること。

(3) 実験の終了の時期（人道的エンドポイントを含む。）について配慮すること。

(4) 適切な術後管理を行うこと。

(5) 適切な安楽死の選択を行うこと。

(6) 侵襲性の高い大規模な存命手術にあたっては、経験等を有する者の指導下で行うこと。

- (7) 安全管理に注意を払うべき実験（物理的、化学的、生物的に危険な材料、病原体、遺伝子組換え動物等を用いる実験等）については、関係法令等及び本学の関連規則等に従うこと。
- (8) 物理的、化学的、生物的に危険な材料又は病原体等を扱う動物実験等について、安全のための適切な施設や設備を確保すること。
- (9) 実験の実施に先立ち、必要な実験手技等の習得に努めること。

（報告書）

- 第10条 動物実験責任者は、動物実験等を終了又は中止したときは、別に定める動物実験完了報告書を作成し、学長に報告しなければならない。
- 2 動物実験責任者は、毎年度終了後に、別に定める動物実験報告書により当該年度の実験状況を学長に報告しなければならない。

（飼養保管施設の設置）

- 第11条 管理者は、飼養保管施設を設置する場合は、別に定める「飼養保管施設設置承認申請書」を学長に提出し、承認を得るものとする。
- 2 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、飼養保管施設の設置について学長の承認を得た後でなければ、飼養、保管及び動物実験等を行うことができない。
- 3 学長は、申請のあった飼養保管施設を委員会に調査させ、その助言により、可否の決定を行うものとする。

（飼養保管施設の要件）

- 第12条 飼養保管施設は、次の要件を有しなければならない。
- (1) 適切な温度、湿度、換気、明るさ等を保つことができる構造等とすること。
 - (2) 実験動物種や飼養又は保管数等に応じた飼育設備を有すること。
 - (3) 床や内壁などが清掃、消毒等が容易な構造で、器材の洗浄や消毒等を行う衛生設備を有すること。
 - (4) 実験動物が逸走しない構造及び強度を有すること。
 - (5) 臭気、騒音、廃棄物等による周辺環境への悪影響を防止する措置がとられていること。
 - (6) 実験動物管理者が置かれていること。

（実験室の設置）

- 第13条 管理者は、飼養保管施設以外において、実験動物に実験操作を行う実験室（48時間以内の一次的保管を含む。）を設置する場合、別に定める「実験室設置承認申請書」を提出し、学長の承認を得るものとする。
- 2 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、実験室の設置について学長の承認を得た後でなければ、動物実験等を行うことができない。
- 3 学長は、申請のあった実験室を委員会に調査させ、その助言により、可否の決定を行うものとする。

（実験室の要件）

- 第14条 実験室は、次の要件を有していなければならない。
- (1) 実験動物が逸走しない構造及び強度を有し、実験動物が室内で逸走しても捕獲しやすい環境が維持されていること。
 - (2) 排泄物や血液等による汚染に対して清掃や消毒が容易な構造であること。
 - (3) 常に清潔な状態を保ち、臭気、騒音、廃棄物等による周辺環境への悪影響を防止する措置がとられていること。

（施設等の維持管理）

- 第15条 管理者は、実験動物の適正な管理並びに動物実験等の遂行に必要な施設等の維持

管理に努めなければならない。

- 2 管理者は、実験動物の種類、習性等を考慮した飼養又は保管を行うための環境の確保に努めなければならない。

(施設等の廃止)

第16条 施設等を廃止する場合は、管理者が別に定める「施設等廃止届」を学長に届け出るものとする。

- 2 管理者は、必要に応じて、動物実験責任者と協力し、飼養又は保管中の実験動物を他の施設に譲り渡すよう努めなければならない。

(マニュアルの作成及び周知)

第17条 管理者及び実験動物管理者は、飼養保管マニュアルを作成し、動物実験実施者及び飼養者に周知し遵守させるものとする。

(実験動物の健康管理及び安全の保持)

第18条 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、実験目的以外の傷害や疾病を予防するため、必要な健康管理を行うこととし、実験動物が実験目的以外の傷害や疾病にかかったときは、適切な治療等を行わなくてはならない。

- 2 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、飼養保管基準を遵守し、実験動物の健康及び安全の保持に努めるものとする。

(実験動物の導入)

第19条 管理者は、実験動物の導入に当たり、関連法令や指針等に基づき適正に管理されている機関より導入するものとする。

- 2 実験動物管理者は、実験動物の導入に当たり、適切な検疫、隔離飼育等を行うものとする。
- 3 実験動物管理者は、実験動物の飼養環境への順化・順応を図るための必要な措置を講じるものとする。

(給餌・給水)

第20条 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、実験動物の生理、生態、習性等に応じて、適切に給餌・給水を行うものとする。

(異種又は複数動物の飼育)

第21条 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、異種又は複数の実験動物を同一施設内で飼養又は保管するときは、その組合せを考慮した収容を行うものとする。

(記録の保存及び報告)

第22条 管理者等は、実験動物の入手先、飼育履歴及び病歴等に関する記録を整備、保存するものとする。

- 2 管理者は、年度ごとに飼養又は保管した実験動物の種類と数等について、学長に報告するものとする。

(譲渡等の際の情報提供)

第23条 管理者等は、実験動物の譲渡にあたり、その特性、飼養又は保管の方法、感染性疾患等に関する情報を提供するものとする。

(輸送)

第24条 管理者等は、実験動物の輸送にあたり、実験動物の健康及び安全の確保、人への危害防止に努めるものとする。

(危害防止)

- 第25条 管理者は、逸走した実験動物の捕獲の方法等をあらかじめ定めなければならない。
- 2 人に危害を加える等の恐れのある実験動物が施設等外に逸走した場合には、速やかに関係機関へ連絡しなければならない。
 - 3 管理者、実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、実験動物由来の感染症及び実験動物による咬傷並びにアレルギー等に対する予防策及び発生時の対応策を事前に定めなければならない。
 - 4 毒へび等の有毒動物の飼養又は保管を行う場合は、人への危害防止のため、必要な事項を別に定めるものとする。
 - 5 管理者等は、人に危害を加える等の恐れのある実験動物について、名札、脚環、マイクロチップ等の装着等の識別装置を技術的に可能な範囲で講じるように努めること。
 - 6 管理者等は、実験動物の飼養や動物実験等の実施に関係のない者が実験動物等に接触しないよう、必要な措置を講じるものとする。

(緊急時の対応)

- 第26条 管理者は、地震、火災等の緊急時の対応計画をあらかじめ作成し、関係者に周知するものとする。
- 2 管理者等は、緊急事態発生時において、実験動物の保護及び実験動物の逸走による危害防止に努めるものとする。

(人と動物の共通感染症の対応)

- 第27条 実験動物管理者、実験実施者及び飼養者は、人と動物の共通感染症に関する十分な知識の習得及び情報の収集に努めること。
- 2 管理者、実験動物管理者及び実験実施者は、人と動物の共通感染症の発生時において必要な措置を迅速に講じることができるよう、公衆衛生機関等との連絡体制の整備に努めること。

(教育訓練)

- 第28条 学長は、実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者に対し、次の各号の教育訓練を実施するものとする。
- (1) 関連法令、指針等及び規則に関する事項
 - (2) 動物実験等の方法に関する基本的事項
 - (3) 実験動物の飼養又は保管に関する基本的事項
 - (4) 安全確保に関する事項
 - (5) その他、適切な動物実験等の実施に関する事項
- 2 学長は、前項の教育訓練を実施した場合は、実施日、教育内容、講師及び受講者名の記録を保存するものとする。

(自己点検・評価及び検証)

- 第29条 学長は、管理者、動物実験責任者等から資料の提出を求め、飼養保管基準及び基本指針等関連規則への適合性に関し、委員会に諮問して自己点検・評価を行うものとする。
- 2 委員会は、自己点検・評価の結果を学長に報告しなければならない。
 - 3 委員会は、動物実験実施者、動物実験責任者、実験動物管理者及び管理者に、自己点検・評価のための資料を提出させることができる。
 - 4 学長は、自己点検・評価の結果について、学外者による検証を受けるよう努めるものとする。

(情報公開)

- 第30条 学長は、本学における動物実験等に関する規則、実験動物の飼養保管状況、自己

点検・評価及び検証結果等の動物実験等に関する情報を、毎年1回程度公表するものとする。

(補則)

- 第31条 畜産に関する飼養管理の教育若しくは試験研究又は畜産に関する育種改良を目的とした実験動物（一般に、産業用家畜と見なされる動物種に限る。）の飼養若しくは保管又は生態の観察を行うことを目的とした実験動物の飼養若しくは保管については、この規則を適用しない。
- 2 前項の規定にかかわらず、外科的措置を施して研究を行う場合や薬理学実験による研究を行う場合などは、この規則を適用する。また、解剖学、生理学、病理学等の基礎科学から、応用獣医学、臨床獣医学等の教育、実習に供する場合もこの規則を適用する。
 - 3 畜産動物の飼養又は保管については「産業動物の飼養及び保管に関する基準（平成25年環境省告示85号）」、生態の観察については「家庭動物等の飼養及び保管に関する基準（平成19年環境省告示104号）」に準じて行うものとする。

(雑則)

第32条 この規則に定めるもののほか、動物実験に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成26年12月24日から施行し、平成26年10月1日から適用する。
- 2 山梨大学動物実験規程（平成19年2月21日制定）は廃止する。

附 則

この規則は、平成29年9月26日から施行する。